

院外処方箋における疑義照会簡素化プロトコルに関する規約

第1条（名称）

- ・院外処方箋における疑義照会簡素化プロトコル（以下プロトコル）と称する。

第2条（目的）

- ・院外処方箋の疑義照会に関わる手順や規則を定め、医師や薬剤師の負担軽減および保険薬局での患者待ち時間の短縮など利便性の向上を目的とする。

第3条（運用）

- ・院外処方箋における疑義照会簡素化プロトコル使用を希望する保険薬局は、当院と「合意書」を交わさなくてはならない。
- ・当院で開催するプロトコル説明会に参加し、プロトコル内容を十分理解した保険薬局のみ、当院と合意書を交わし、契約を締結することができる。
- ・本合意締結の証として合意書を2部作成し、記名捺印の上、当院と保険薬局で1部ずつ保有する。
- ・当院の窓口は薬剤部とする。

第4条（運用開始時期）

- ・合意書を当院へ提出した後、当院より「保険薬局用」合意書の返却を受けてからとする。

第5条（新規加盟）

- ・新規加盟は2年ごと可能である。
- ・受付は2年ごとの西暦奇数年2月中。
- ・新規加盟申し込み後、指定された期日にプロトコル説明会に参加しなくてはならない。
- ・説明会参加後、2部の合意書の※印部分に必要な事項を記載し、合意書2部を当院へ提出する。当院で契約日、契約番号、院長印押印の上、「保険薬局用」合意書は、原則3月末日までに返却される。

第6条（契約更新）

- ・契約更新は2年ごとに行う。
- ・受付は2年ごとの西暦奇数年3月中。
- ・2部の合意書の※印部分に必要な事項を記載し、合意書2部と前回締結した合意書の原本を、当院へ提出する。当院で契約日、契約番号、院長印押印の上、「保険薬局用」合意書は、原則3月末日までに返却される。
- ・なお、契約更新を希望しない場合は、前回締結した合意書の原本を、当院へ返却する。

第7条（内容更新）

- ・新規・更新受付の時期に合わせ、2年ごとに内容の見直しおよび更新を行う。
- ・2年ごとの見直しおよび更新内容は、当院薬剤部から一斉メール配信にて広報する。
- ・内容の変更や追記は、必要に応じて当院と保険薬局で協議して決定する。
- ・プロトコルを期間途中で改訂する場合は、プロトコル締結薬局へ適宜メール等で周知する。

第8条（保険薬局の契約上のルール）

- ・初回は当院で開催するプロトコル説明会に参加しなくてはならない。
- ・複数店舗を営んでいる大型店については、店舗ごとに合意書を締結する必要がある。
- ・保険薬局情報に変更が生じた場合は、すみやかに当院へ連絡をしなくてはならない。
- ・プロトコルを遵守し、逸脱してはならない。
- ・プロトコルに定められていないもしくは定められていても緊急性や重要性がある場合は、医師または外来へ直接問い合わせをする。

第9条（契約解除）

- ・プロトコルを逸脱している場合には、当院より該当する保険薬局へ注意指導を行う。
- ・注意指導を受けたにもかかわらずプロトコルを逸脱する行為が繰り返される場合には、契約期間中であっても該当する保険薬局の契約解除を通告することがある。
- ・契約解除となった場合は、すみやかに合意書を当院へ返却しなければならない。

第10条（規定外事項）

- ・本規定に定められていない事項については、協議の上、対応するものとする。

第11条（プロトコル内容に関する連絡窓口）

調剤室 TEL：0537-21-5555（代表） 内線 1313

受付時間：平日 8：15～17：00（休日は原則受け付けない）

2022年12月5日作成

2025年2月17日改訂